

八女市長 殿

私は、以下に記載する者（注）に
「当・生計費の負担」という。）を
申立てが真正であることの証明を
注 18歳に達する日以後の最初の3月31日を

「監護相当の有無(※1)」及び「生計費負担の有無(※2)」がいずれも「有」の大学生年代の子(※3)がいる場合で、かつ、大学生年代の子と高校生年代以下の児童を合わせると3人以上上の子を養育している方は、第3子以降加算を受けるためには確認書の提出が必要となります。ご注意ください。

(以下「監護相
署)

※1)監護相当: 監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をいいます。

※2) **生計費の負担**: 父母等がその子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くとその水準を維持することができない場合をいいます。

※3) 大学生年代: 今年度中に19歳~22歳になる子

大学生(年代)の子が就職し収入がある場合でも、主たる生計維持者(児童手当の受給者)が生活費の相当部分を負担していれば養育しているものと見なします。

※ 学生がアルバイト等をしている場合は学生に○をつける

記載内容について上記のとおり相違ありません。

令和7年○月○日

【申立人】(児童手当の請求者・受給者)

住所 八女市本町647番地

氏名 八女 太郎

※疑義が生じた場合、確認書のほかに申立内容の真正性を証明できる書類(申立てに係る子が居住している住所地の物件に係る賃貸契約書の写し、申立てに係る子の健康保険証の写し等)の提出を後日求めることがあります。

注意

- 1 この確認書は、受給者（請求者）が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は維持することをいいます。）する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）及び経済的負担（監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の担当部分の負担を行っていることをいいます。）のある児童の兄姉等（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）の合計人数が3人以上の場合に、当該児童の兄姉等について記入の上、提出して下さい。
- 2 この確認書は、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、以下に掲げる者を除いた者について記載してください。
 - ① 児童福祉法に規定する延長者
 - ② 児童自立生活援助を受けている者（2か月以内の期間を定めて行われる援助を除く。）
 - ③ 母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設又は女性生活支援施設に入所又は入院している者（2か月以内の期間を定めて行われる入所を除き、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属する者に限る。）
- 3 生計費の負担をしていることとは、あなたの収入により日常生活上の全部又は一部を営んでおり、かつこれを欠くと通常の生活水準を維持することができないことをいいます。
- 4 「職業等」の欄については、学生、無職以外の者（有職者を含む。）はその他に○をつけてください。また、学生等がアルバイト等をしている場合は学生に○をつけてください。
- 5 「通学先」の欄及び「卒業予定期」の欄については、「職業等」の欄で学生に○をつけた場合のみ記載してください。「卒業予定期」の欄については提出時点での予定期を記載してください。
- 6 この確認書を、記載に係る子の18歳に達する日以後の最初の3月31日の到来前に提出する場合には、提出時点における監護相当・生計費の負担の状況の見込